

平成29年3月和水町議会定例会会議録

平成29年3月8日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 平成29年3月8日午前10時00分招集
2. 平成29年3月8日午前10時00分開会
3. 平成29年3月8日午後2時2分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 庄山忠文	9番 荒木拓馬
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 高巢泰廣	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	松尾裕二	書記	前田聡子
------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	上原真二	総合支所長兼住民課長	石原民也
会計管理者	豊後正弘	まちづくり推進課長	高木洋一郎
税務住民課長	樋口哲男	健康福祉課長	高岡悦雄
商工観光課長	池本文雄	建設課長	坂本政明
農林振興課長	北原望	学校教育課長	吉田収
社会教育課長	荒木和富	学校統合推進室長	下津隆晴
農業委員会事務局長	石原忠邦	町立病院事務部長	池田宝生
特別養護老人ホーム施設長	坂本誠司		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告及び施政方針
- 日程第5 議案第3号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 和水町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 和水町税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 平成28年度和水町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第7号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第8号 平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第9号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第10号 平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第14号 平成29年度和水町一般会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成29年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成29年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成29年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成29年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成29年度和水町病院事業会計予算

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから、平成29年第1回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、12番、笹渕賢吾君、13番、高巢泰廣君

を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成29年第1回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例3件、補正予算8件、当初予算10件、計21件であります。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下教育委員会等の説明者の出席を要請しております。

12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた監査及び出納検査の状況は別紙にて、お手元に配付しておりますとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（杉本和彰君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さんおはようございます。福原でございます。

和水町議会の平成29年3月定例会の開催をお願いし、本日は初日を迎えているわけですが、議員各位におかれましては、大変御多忙な中、全員の御参会をいただき誠にありがとうございます。

また、傍聴席の町民の皆様におかれましては、それぞれに御多用な中、本会議傍聴のためにお越しをいただいておりますことに、心からの感謝を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告並びに平成29年度施政方針について申し述べさせていただきます。

最初に、昨年12月定例議会以降の行政関連行事等につきまして、部門別、ジャンル別に主要な事案につき御報告を申し上げます。

まず、町の主要行事でございます。1月4日、平成29年和水町成人式を執り行い、今年は109名がめでたく成人を迎えられ、新成人90名の出席のもとで新しいスタートのお祝いをいたしました。1月15日には、玉名駅伝大会が和水町管内をメインとするコースで行われ、和水町選手団は三加和チーム2位、菊水チーム5位と健闘をいたしました。1月19日には第10回和水町親善駅伝大会が催され、中央Aチームが優勝に輝きましたが、和水町陸上競技の底辺拡大と伝統維持のためにも、今後も承継してまいりたいと考えております。

2月12日には、第40回戦国肥後国衆まつりを開催し、好天に恵まれ、御来賓に加え、町外からも多くの来場者が訪れていただき、大変にぎわいをみせました。御尽力いただきました関係の皆様は心からの御礼を申し上げたいと思います。

また、2月26日には生涯学習推進大会、3月5日には中央公民館まつりが開催され、地域、グループ、サークル活動の成果が披露されました。参加者の多数は高年代の皆さんでありましたが、今後も趣味や特技を生かして健康で交流を深めていただきたいと願うものでございます。

1月2日、3日にさかのぼり、恒例の箱根駅伝が行われ、日本体育大学の秋山選手に最優秀選手賞として、本町から金栗四三杯を授与しました。金栗先生の陸上界での功績に対する称賛は、絶大で今後生誕地としての和水町の情報発信を強化し、本町の知名度アップと来訪者増加に結びつけたいと強く感じたところであります。

また、今年は関東学生連盟を通じて、出場校14校のユニフォームとのぼり旗の借用が実現して、和水町親善駅伝大会の会場や本庁内に展示し、関心を寄せていただいております。

次に、防火・防災関連になりますが、暮れの12月27日から和水町消防団年末警戒が実施され、初日の27日に町と議会も参加し、巡視を挙行いたしました。消防団各位をはじめ、関係の多くの皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、夜遅くまで地元消防団の激励に集まっていたいただきました地域の皆様の姿には、毎年ながら大きな感動を覚えたところでございます。

さらに1月8日には、恒例の和水町消防団出初め式を開催しました。今年はいにくの雨天で、会場を和水町中央公民館に移しまして挙行いたしました。各分団とも日頃の訓練の成果を十分に発揮し、熱気のうちに終了いたしました。

関係各位への感謝はもちろんでありますが、ちびっこ消防団、応援の皆様にも、あわせて御礼を申し上げたいと思います。

続きまして、県道の主要幹線等の整備要望について御報告いたします。

1月31日、玉名地域振興局において、県道玉名立花線等道路開発期成会の要望式を行い、玉名立花線、玉名八女線、和仁菊水線等の道路整備の促進を陳情・要望いたしました。また、同様に2月28日には、和水町道路整備推進委員会の皆様とともに、玉名地域振興局に対して要望活動を行ったところであります。

地域の活性化のためには、なんといいましても道路整備は最優先課題であります。今後も早期の着手を求めて要望をしっかりと行ってまいりたいと思います。

有明広域行政事務組合では、玉名市岱明に移転いたしました新事務所の開所式が1月12日に行われ、2月24日の定例会から新事務所での議会が始まっております。

また、平成31年度に第1センターと本町平野にございます第2衛生センターの統合が予定されており、2月22日には第1衛生センターのリニューアル工事、安全祈願祭が挙行されたところでございます。また2月19日には、菊池川流域日本遺産認定推進協議会を開催し、菊池市、山鹿市、玉名市、和水町が一体となって、菊池川流域二千年の米作りにかかわる遺跡群・古墳群の日本遺産登録を目指して認定申請をいたしました。4月には結果判明の予定であります。ぜひとも認定を受け、観光拠点化事業の補助等を受けることができればありがたいと思っております。

以上、12月定例議会以降の行政の主要行事及び活動等についての御報告を申し上げます。

続きまして、平成29年度の施政方針につき申し述べます。

平成28年度は、期初の4月から熊本地震が発生し、また6月から7月の豪雨も重なり、震央地とはいかないまでも、本町においても重い打撃を受けることとなりました。

さらに年末年始にかけ、鳥インフルエンザ対応も余儀なくされ、町民各位をはじめ、御心配と御負担をおかけいたしました。

地震からやがて1年になりますが、被害を受けられた町民の皆様にご改めてお見舞いを申し上げますとともに、本町の道路、農地等の復旧工事が少しでも早く完了するよう職員とともに精一杯をつくすと同時に、平成28年度の災害を教訓として、今後につなげてまいりたいと思っております。

議員各位、町民の皆様への引き続きの御理解と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

そこで、本定例会で御提案を申し上げます平成29年度予算であります。減少化の続く自主財源の推移と同時に、市町村合併に伴う特別交付税の算定替え等も進む中で、歳出全般にわたる、できる限りの査定検討を行い編成いたしました。

一般会計につきましては、予算額64億5,200万円余りが、前年度比1,700万円余りの減額予算となっております。これは28年度から続くマイナンバー制度導入費用の減少等が主たる要因となっております。

また、その他の特別会計においては、一般会計からの繰り入れ依存の脱却が求められるところであり、我が町の大きな課題でもございます。

主要政策でございます。学校教育、社会教育部門から申し上げます。

まず進捗が停滞しておりました学校統廃合事業のうち、菊水中学校、菊水中央小学校施設の改修等にかかわる実施設計の委託及び土地購入、地質調査、中学校プール整備等を進めたいと思っております。また、子どもたちの健康維持、学習効率を考慮し、保護者や学校現場からの要望もございまして、町内小・中学校にエアコンの設置を進めたいと考えております。

町総合グラウンド周辺の従来の学校建設用地につきましては、大規模開発の用途変更との関係もございまして、運動施設整備としての設計を進めさせていただきたく、委託料を計上いたしております。

なお、設計の規模としては、現況に即した設計とし、まずは町民の皆さんに利用していただける形状を整えたい、とするものでございます。

また、町の誇りであります金栗四三翁の御生家を購入し、町として顕彰するとともに、スポーツ振興に有効な施策を検討し、活用してまいりたいと考えております。

子育て支援の一環として、通年の学童保育、和水町学童クラブを立ち上げ、保護者の皆さんの就労等の支援と学童の放課後の安全を守りたいと思料いたします。

地方創生等まちづくり施策としては、28年度秋からのテスト運行を見込んでおりました乗り合いタクシー事業を稼働させ、交通弱者の救済の一端とさせていただきたいと思います。

さらに道の駅拠点化事業として、アウトドア整備計画を策定し、菊水ロマン館に近接するカヌー館での交流人口の増大を図ります。

定住促進事業として移住定住のお試しツアーを行い、本町の情報発信と移住促進を図ります。

建設・農業振興関連では、第一義に災害からの復旧を最優先といたします。特に農業災害の復旧については、梅雨前の完了を目指して取り組む所存でございます。補助事業を含めた町道整備事業、維持管理事業につきましては、どうしても優先順位という問題がついてまいりますが、速やかな施工を目標に進めてまいります。

また、菊水地区南団地7号棟の老朽化による修繕が必要となり、改修・整備を行う予定であります。

その他、近傍市町との連携におきましては、有明広域行政事務組合事業の婚活支援事業におきましては、若い世代の人口維持対策として積極的に加担してまいります。

また、先ほど申し述べました菊池川流域日本遺産認定においても、特に観光部門の活性化対策として菊池市、山鹿市、玉名市と連携して取り組む所存でございます。

行財政改革の観点からは、コミュニティ、具体的には行政区でございますけれども、の見直しも進めていかななくてはならないかと思います。

地域の維持に向けての議論も始めていきたいと考えております。また、この二、三年は多数の職員が退職を迎えております。安定的な行政運営を持続していく上では、ジェネレーションギャップ等を引き起こさないよう、知識や技術の習得を奨励し、自己研さん、組織貢献度をアップすべく、私を含めて努力をいたしてまいりたいと思います。

その他につきましては、一般質問、あるいは議案の御審議の中で、お答えをしてみたいと思います。

本定例会におきましては、条例議案3議案、平成28年度補正予算8議案、平成29年度当初予算10議案を上程いたしております。

十分な御審議のほどをお願い申し上げまして、開会に際しましての御挨拶並びに行政報告、施政方針とさせていただきます。

平成29年3月8日、和水町長、福原秀治。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

日程第5 議案第3号 和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
○議長（杉本和彰君） 日程第5、議案第3号「和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第3号、和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年和水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6号」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」に改める。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外）

第11条 和水町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年和水町条例第47号）第4条、第12条及び第13条の2の規定は、技能労務職の特定任期付職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

（和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外）

第12条 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年和水町条例第11号）第3条から第6条まで及び第13条、第15条の規定は、病院事業の特定任期付職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

附則

この条例は公布の日から施行する。

提案理由の説明でございます。

技能労務職及び病院事業に任期付職員を採用するため、条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

補足説明をいたします。この条例は、地方公務員公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき、和水町一般職の任期付職員が採用できるよう、平成27年12月に制定したものでございます。制定時におきましては、主に一般事務職の任期付職員の採用を想定したものでありましたので、特別養護老人ホーム及び和水町立病院の任期付職員の採用にあたって、見直す必要が生じました。任期付職員につきましては、第10条に給与条例に関する給料表、管理職手当、扶養手当、勤勉手当等、手当の一部を適用除外する条例がありますけれども、技能労務職や病院事業職員には給与条例は適用されず、それぞれに給与に関する支給規定があることから、技能労務職及び病院事業職員も同様に支給対象としない手当等の規定を第11条と第12条に追加して改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第4号 和水町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第4号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第4号の説明を申し上げます。

和水町個人情報保護条例の一部改正について。

和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

和水町個人情報保護条例（平成18年和水町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に、「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第35条第2号中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第36条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

補足説明いたします。この個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律は、平成27年に公布されておりますけれども、施行日は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定めるとされておりました。昨年12月に施行期日を定める政令が公布され、改正法の施行日が、平成29年5月30日とされましたので、今回改正案を御提案させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第6号の情報提供等の記録の定義を改正いたしております。これまで、行政手続に関する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と申し上げます。

番号法第23条第1号及び2項、いわゆる法定利用事務、この法定利用事務と申しますのは、自

治法上定められた社会保障であったり、税関係、そういったものでございます。における情報の照会や提供について、情報の照会者または提供者は、その情報のやり取りについて使用する機器に情報を残すこととされておりますので、その記録された特定個人情報を情報提供者等記録と義務付けられております。

結局いろんな行政機関とのやり取りをする中で、システム上そういった記録をきちんと、どういった内容を提供して、どういった内容を先方にやったのかというのをきちんと記録をしないといけないこととございます。

この改正によりまして、番号法第26条において「準用する場合」という文言が出てまいります。この定義に含まれることとなりますけれども、要するに法定利用事務だけでなく、条例で定められる独自の利用事務における情報のやり取りで記録された特定個人情報が、この定義に加えられることとなります。

町の条例で定めた独自の利用事務内容も、その情報のやり取りについて使用する機器等に記録を残すことが求められたということとございます。

次に、第35条の改正について御説明いたします。

第35条は、保有個人情報を訂正した場合、その旨を通知する相手方を規定しております。改正後の条例事務関係情報とあるのは、条例に基づき照会及び提供を行うことができる情報、いわゆる独自利用にかかる情報でございます。この改正で個人情報を訂正した場合に通知する相手方として条例で定めた独自利用に関する情報の照会者及び提供者が加わることとなります。

例えば、個人情報にいろんな間違いが例えばあったということの場合、訂正をしますけれども、そういったことは対象者にきちんと通知をしないと、それがこれまで法定事務だけであったのが、条例で定めた独自の事務についても同じような法が適用されるということとございます。

新旧対照表の2ページ裏面をお願いいたします。

第36条の改正であります。改正法の施行により、番号法第26条の規定が新たに追加されており、現行の第26条から56条までが1条ずつ繰り下げとなっております。このため、第36条第2項において引用している番号法第28条を第29条に繰り下げるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。以上です。

日程第7 議案第5号 和水町税条例等の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第5号「和水町税条例等の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第5号、和水町税条例等の一部改正について提案理由の説明をいたします。

和水町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

提案理由でございますけど、お手元の改め文の最後のページ、7ページをごらんください。

家屋の付帯設備のうち、家屋の所有者以外のテナント（入居者）等が取り付けた償却資産に対して、取り付けた者を納税義務者として固定資産税を課する事案が予測されること及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が、平成28年11月28日に、それぞれ公布され施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

主な改正点につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げます。

まずA4横長、1枚の第1条による改正、和水町税条例の一部改正の新旧対照表をごらんください。改め文の第1条関係でございます。（固定資産税の納税義務者等）第54条に新しく1項目を追加しております。現状では、納税義務者として固定資産税を課することができなかった家屋の付帯設備のうち、家屋の所有者以外のテナント、入居者等が取り付けた償却資産に対して固定資産税が課税できるように改正するものであります。

また、附則の（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）第7条の3の2は、個人町民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う改正であります。

次に別冊の第2条による改正、和水町税条例の一部を改正する条例の一部改正の新旧対照表をごらんください。

改め文の第2条関係でございます。昨年7月の議会臨時会で、和水町税条例等の一部を改正する条例案の御承認をいただいたところでありますが、先ほど提案理由で申したとおり、昨年11月28日に地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、再度税条例の一部を改正するものです。

主な変更内容は、次の2点です。1点は消費税率の10%への引き上げの施行日が平成31年10月1日に変更されたこと。また、消費税に係る地方交付税の率の変更等が行われたこと。1点は法人税割の利率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う施行期日の変更が行われたことであります。

以上で、簡単でございますけど、和水町税条例等の一部改正についての提案理由の説明といたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第8 議案第6号 平成28年度和水町一般会計補正予算（第8号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第6号「平成28年度和水町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第6号、平成28年度和水町一般会計補正予算について、提案理

由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

平成28年度和水町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,673万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,146万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

この補正予算案は、本年度の事業の実績見込み等によるもの及び国・県の追加補正に対応したものでございます。

また、熊本地震災害、長雨豪雨災害による災害復旧の長期化に伴い、繰越明許費補正をするものでございます。

まず第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正では、細かい部分がありませんので、資料として添付しております10ページ以降の歳入歳出補正予算事項別説明書にて、主なものを説明を申し上げます。

それでは、10ページ以降の12ページをお開きいただきたいと思います。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業分担金を602万8,000円減額いたします。これは農地等の災害復旧事業の実績に基づき減額するものでございます。

その下、12款分担金及び負担金、2項負担金、4目総務費負担金に540万4,000円を追加します。これは熊本県との人事交流事業に係る県派遣の和水町職員分の給与を負担金という形で町が受け入れるものでございます。

その下、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金を1,208万1,000円減額いたします。これは障害者総合支援介護等給付事業や児童福祉事業の実績により減額するものでございます。

13ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に1,730万1,000円を追加いたします。これは地方創生拠点整備交付金として、廃校を活用した交流プロジェクト、道の駅「アウトドア」交流拠点整備事業に対する補助金が増額の主な理由でございます。

15ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金を1,433万4,000円減額いたします。これは土地改良事業のため池の改修や堰の改修事業の不採択により減額するものでございます。

17ページをお開きください。

21款町債を全体で3,760万円を追加いたします。これは廃校利用の交流促進事業や道の駅「アウトドア」交流拠点整備事業の財源とするものでございます。

続いて、歳出の説明に移ります。18ページをお開きください。

歳出につきましても、主な増減の項目について説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1,618万円減額します。人件費の減額でございます。

19ページをお開きください。

6目企画費を854万円減額いたします。20ページをお開きください。これは20ページの説明欄に記載してあります講師料補助金と公共交通実証運行補助金の減額が主な原因でございます。

その下、8目電子計算費を3,567万8,000円減額いたします。これは説明欄に記されておりますネットワーク再構築料の減額によるものでございます。セキュリティの強靱化を進めるにあたり、インターネット用と個人番号を使用するネットワークを分離する中で、関係部署のみにパソコン等々の末端機器を配置することで、少ない台数で対応ができたことによるものでございます。

21ページ、10目地域づくり推進費を799万7,000円減額いたします。地域おこし協力隊事業に係る減額でございます。

23ページをお開きください。民生費の中の2目高齢者福祉費を1,763万8,000円減額いたします。特別養護老人ホーム事業会計繰出金の減額が主な理由でございます。

27ページをお開きいただきたいと思っております。

6款農林水産業費の1項農業費、2目農業総務振興費に217万6,000円を追加いたします。これは、経営体育成支援事業補助金として農業法人等へ農業機械等の購入に対し、国からの補助金を支出するものでございます。

28ページ、7款商工費の1項商工費、2目商工業振興費に1,510万2,000円を追加いたします。これは地方創生拠点整備交付金事業で実施されるカヌー館のウッドテラス玄関スロープ等々の整備に充てるものでございます。

続きまして、32ページになります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費を1,051万7,000円減額いたします。工事請負費の入札残等の減額によるものです。

その下、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費を1,305万1,000円減額いたします。これも同様の入札残の減によるものです。

続きまして、32から33ページ、10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費に2,120万2,000円を追加いたします。これは地方創生拠点整備事業で旧春富小学校の一部に田中城の展示ブースを整備する事業に充てるものでございます。

34ページ、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農地等災害復旧費を2,400万減額いたします。これは災害後の町の見積額と国の査定金額の差額を減額するものでございます。

以下、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、2目の公共土木施設災害復旧費の

2,500万円の減額についても同様の理由によるものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出の説明を終わりました、6ページ、第2表、繰越明許費補正について説明を申し上げます。

年度途中の国の補正であったり、熊本地震等の影響で、事業が年度内に完了しない事業について繰り越しをするものでございます。

歳入歳出で説明いたしました地方創生拠点整備事業をはじめ、災害関連工事等19事業の合計金額5億1,231万9,000円を繰越明許費として補正するものでございます。

7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正について説明を申し上げます。

これは役場本庁舎に係る清掃及び執務環境衛生管理業務等空調維持管理業務でございます。限度額として合計577万3,000円を債務負担行為として補正するものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

第4表、地方債補正です。追加として廃校を活用した交流促進事業、旧春富小学校、田中城展示ブース整備の限度額で1,250万円でございます。一般補助の施設整備等の事業債を活用する計画でございます。

その下、道の駅「アウトドア」交流拠点整備事業、カヌー館等の整備の限度額650万円でございます。これも同様の起債を活用いたします。

9ページをお開きください。

地方債補正の変更といたしまして、公共施設除却事業、旧春富小学校プール除却の限度額に300万円を追加し、880万円とします。合併特例債でございます。その下、道路整備事業につきまして1,670万円を減額し、限度額を2億3,100万円といたします。過疎債でございます。その下、災害関連対策事業、内田地区のがけ崩れ対策事業の分を200万円減額し、限度額を1,100万円といたします。公共事業債です。その下、災害復旧事業の農地災害と公共土木施設災害の分に3,430万円を追加し、限度額を5,710万円といたします。災害復旧事業債でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御承認いただきますよう、よろしくお願いたします。以上です。

日程第9 議案第7号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第7号「平成28年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第7号、平成28年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

平成28年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億582万9,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,193万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の資料であります5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入から説明します。

表の二つ目、3款国庫支出金、1項国庫負担金については、額が決定したため1目療養給付費等負担金を4,219万7,000円減額、2目高額医療費共同事業負担金を122万4,000円増額、3目特定健康診査等負担金を21万円増額補正しているものです。

次の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は普通調整交付金、特別調整交付金、それぞれ交付申請額の積算により、合わせて3,687万4,000円減額補正しております。7目の災害臨時特例補助金については、熊本地震に対応する補助で被保険者が医療機関にかかられた場合の一部負担金の減免に係る補助金で、今回10万9,000円補正しております。

次の4款1項1目の療養給付等交付金は、国保被保険者のうち、退職被保険者に係る療養給付の交付金で決定額の通知があっており、239万1,000円減額補正しております。

8ページをお開きください。

5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、額の決定通知から299万7,000円増額補正しております。

次の6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金及び3目の特定健康診査等負担金は、額が確定したことにより、合わせて137万2,000円を増額補正しております。

次の6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金は、県のヒアリングがあっており、見込み額から310万円を増額補正しております。

次の7款共同事業交付金、1目高額医療共同事業交付金及び2目の保険財政共同安定化事業交付金は、連合会からの通知があっており、合計で4,497万7,000円を減額補正しております。

続きまして、9ページをごらんください。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、基準繰入額の算定から説明欄に記載のとおり、保険基盤安定に係る繰入金、出産育児一時金に係る繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金、その他一般会計、事務費に係る繰入金をそれぞれ試算し、合計で567万1,000円増額補正しております。

次の10款繰越金の2目その他の繰越金は、財源調整により前年度繰越金として336万8,000円増額補正しております。

最下段の表、11款諸収入、4項雑入の2目退職被保険者等第三者納付金は、退職被保険者に係る交通事故による損害賠償金の納入がありましたので、190万増額補正しております。

10ページをお開きください。歳出の主な科目を説明します。

最下段の表、2款保険給付費、1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保

険者等療養給付費は、2月診療までの見込み額から減額し、3目の被保険者療養費は財源組み替えによるもので、次の11ページの4目退職被保険者等療養費を含め、合計で4,175万円減額補正しております。

次に中段の表、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、見込み額から168万円減額補正しております。

次の3款後期高齢者支援金等の1目後期高齢者支援金と次の6款介護納付金の1目介護納付金は、算定額からそれぞれ901万円、1,462万5,000円減額補正しております。

12ページをお開きください。

7款共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金と、2目保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会からの拠出見込み額から、それぞれ補正し、合計で1,869万4,000円を減額補正しております。

次の8款保健事業費の1目特定健康診査等事業費は、特定健診や特定保健指導の人数が確定したため470万円減額補正しております。

次に、最下段の表、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の1目被保険者保険税還付金は、見込み額から100万円減額補正し、3目の償還金は退職被保険者に係る療養給付費の返還金で、支払基金からの決定通知があり、1,350万円減額補正しております。

13ページをごらんください。

最後に11款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金の対象となります町立病院の保健事業分で金額が確定したため、79万6,000円を増額補正しております。

以上で、議案第7号、平成28年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第8号 平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第8号「平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま議題となりました議案第8号、平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんください。

平成28年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,389万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,154万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

それでは、まず3ページ、4ページに歳入歳出の事項別明細書がありますが、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この中で、歳出の合計の補正額ですが、6,389万8,000円の減額をしておりますが、主なものとしましては、2款の介護給付費が5,330万1,000円の減額、それから地域支援事業の1,000万、それが主なものになります。

1ページ戻っていただきまして、3ページ、この中で給付費が減額ということですので、したがって、3款から8款までを減額しております。国・県支払基金、町からの繰入金が決定的に介護給付費の減額により歳入のほうも、こちらで割合に応じて減額をしているところでございます。

それでは、詳細につきましては、資料を添付しております。まず歳出のほうから御説明申し上げたいと思います。8ページを開いていただきたいと思います。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費を5,340万8,000円減額し、トータルの計のところですが、12億1,767万5,000円を計上しております。

内訳としましては、1目の居宅介護サービス給付費2,923万7,000円の減額、3目地域密着型サービス給付費の1,000万円の増、5目施設介護サービス給付費の3,567万1,000円の減額等です。これは当初の見込みにより利用給付の減によるものによる実績見込み額が当初より少なくなったということで減額になっております。

同じく介護給付費のところですが、1項介護サービス等諸費、9目居宅介護サービス計画給付費を200万円増額し、6,054万8,000円を計上しております。

内容としましては、居宅介護サービスの計画給付費が主な増となります。これはケアプランの作成が当初より増えたということで、実績見込みによる増になります。

同じく介護給付費のところですが、2項介護予防サービス等給付費を289万3,000円減額し、6,477万4,000円計上しております。

内訳は、介護予防サービス給付費の389万3,000円の減額が主でございます。これは主に介護予防の通所介護の300万円と予防訪問介護の250万円の減額、また予防の通所リハビリ、デイケアの260万円の増額によるものですが、通所系のサービスでは、よりリハビリに特化した利用者のニーズが高まっているようです。また訪問介護に関しましては、要支援1・2の方々としまして、ホームヘルパーの上手な利用により、過度な回数増が見られなかったことが原因の理由と思われる。

続きまして、9ページをごらんください。

こちら介護給付費の6項特定入所者介護サービス給付費、1目特定入所者介護サービスを550万円増額し、7,807万円計上しております。こちらは、平成27年8月から特別養護老人ホーム等において、それまで介護給付として基本報酬に含まれていた室料相当分が居住費として自己負担となりましたので、低所得者の方の負担を軽減するために、住民税非課税の室料相当の自己負担分、それから基準額と所得に応じた限度額の差額分をこちらのほうに振り替えしておりますの

で、これを補正するものでございます。

続きまして、4款地域支援事業の1項介護予防事業のところですが、二次予防、一次予防あわせて741万4,000円の減額をしております。その内訳は、運動機能向上事業委託の330万円、アクティビティ認知症介護教室委託料の358万円を減額するものです。これは今、社会福祉協議会の場所を利用してあります運動機能向上の事業が一定の効果を上げ、集中して運動機能向上プログラムに取り組むべき対象者、高齢者が減少したことが理由でありまして、通所サービスの一環でありますなかよし会、ふれあい会、生きがいデイサービスがこれに当たりますが、現在54地区の公民館で実施しているお茶の間筋トレの利用増により、本事業の利用が逆に減少したためでございます。

続きまして、4款地域支援事業の2項包括的支援事業任意事業、こちらは権利擁護、任意事業合わせて299万1,000円減額しております。その主な理由としましては、昨年から民間委託にしました緊急通報事業の273万6,000円が減っております。これは、これまでの有明消防方式から民間委託方式の変更になりまして、利用者の見直しを実施するとともに費用単価の見直しを実施した結果、見込みを下回ることができた理由でございます。

続きまして、歳入を申し上げます。予算書の5ページをお開きしていただきたいと思っております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を515万9,000円減額し、2億5,070万8,000円とするものです。これは、先ほど申しましたように介護給付費が減額したことによります国庫負担金の減額になります。

次に、同じく国庫支出金の2項国庫補助金934万2,000円を減額し、1億3,534万8,000円計上しております。内訳としましては、1目の調整交付金の631万6,000円の減額と、2目地域支援事業交付金の介護予防事業を185万4,000円減額、同じく3目の包括的支援事業任意事業を117万2,000円減額しております。調整交付金は、第1号被保険者の総数に対する75歳以上の者の割合や各所得段階の分布状況を考慮して決定されております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金2,784万8,000円を減額し、3億8,587万6,000円計上しております。その内訳としましては、保険給付費が2,577万2,000円、地域支援事業が207万6,000円です。これも介護給付に伴います減額でございます。

続きまして、予算書の6ページをお開きをお願いします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金を1,123万1,000円減額し、2億271万6,000円を計上しております。こちらも介護給付費が、その中で1,123万1,000円減額で、こちらも先ほど給付費の減額補正によるものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金の総額で384万2,000円減額して、2億2,070万8,000円計上しております。こちらも介護給付費の繰入金が229万円、それから地域支援事業が92万7,000円、包括的事业が57万9,000円が主な理由でございます。ちなみに、一般会計からの繰入金は給付費の12.5%になっております。

最後に8款、7ページですが、繰入金のところですが、

1項繰入金、1目繰入金524万2,000円を減額し、3,110万8,000円を計上しております。これは

歳入の財源調整による減額補正となります。

これで歳入歳出の補正を終わりますが、御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、議案第8号、平成28年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。25分から会議を開きます。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第9号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第9号「平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第9号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。裏面をごらんください。

平成28年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,084万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,437万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入を447万8,000円減額補正いたしまして、3億2,420万8,000円とするものです。これは、きくすい荘に入居されてる方が、医療機関に入院される日数が増加したことによる減収と、あとにあります2項の自己負担の増加により、介護報酬が減額となったことによる減額でございます。2目居宅サービス事業費収入を365万7,000円増額補正しまして、総額を4,421万9,000円とするものです。これはショートステイの利用者は減少いたしましたけれども、デイサービス利用者の増加によりまして介護報酬が増加したということでございます。

次に、1款サービス収入、2項自己負担金、1目介護施設自己負担金収入を417万9,000円増額、2目の居宅介護自己負担金収入の81万9,000円を減額ということでございます。施設利用者の所得階層前の人数の変動と所得階層前の自己負担金の額の違いによる増減でございます。

6 ページをごらんください。

4 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国庫補助金69万9,000円、それと10款の県支出金、1 項県補助金、1 目の県補助金34万9,000円を増額しております。これは熊本地震で被災しましたきくすい荘の災害復旧事業の補助金でございます。

それと9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金を1,543万7,000円減額いたしまして、総額を4,950万4,000円とするものでございます。

歳出について説明いたします。7 ページをごらんください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、1,061万1,000円を減額しまして、4 億6,952 万4,000円とするものでございます。主な増減といたしまして、7 節の賃金を500万円減額しております。臨時雇用分の未雇用、雇用できなかった分の費用でございます。11節の需用費307万6,000円の減額、これは食数の減少によりまして、賄い材料費が減少したことによる減額でございます。13節の委託料の200万円の減額と申しますのは、健診数の減少による減額でございます。18節の備品購入費54万6,000円の増額でございますけれども、これは調理室の冷蔵庫の更新でございます。以上、主なものを申し上げます。

以上で、議案第9号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。

御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

日程第12 議案第10号 平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第10号「平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をごらんください。

議案第10号、平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

平成28年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）第1条、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。繰越明許費補正です。

1 款総務費、2 項施設管理費、事業名、中央地区簡易水道配水管及び基幹的施設整備事業、金額が3,490万1,000円でございます。この事業は、補正予算に伴う事業でございます。熊本地震等により工事が集中し、人材の確保や機材等の確保が難しく、期間内に完了することができないため、今回繰り越しを行うものでございます。繰り越しの工事内容につきましては、大藤配水池の配水ポンプ設備及び配管工事と県道及び町道に埋設する配水管の布設工事3カ所の合計4カ所の工事を繰り越すものでございます。

以上、簡単ですが、議案第10号、平成28年度和水町簡易水道事業会計補正予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第13 議案第11号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第11号「平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をごらんください。

議案第11号、平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）。

平成28年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,191万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

それでは、補正の詳細につきまして、主なものを御説明いたします。はじめに歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

2款衛生費、1目特定地域生活排水処理施設管理費で1,510万円の減額です。これは主に13節委託料の保守点検委託料130万円と、15節工事請負費の1,400万円を減額するものです。

減額につきましては、当初25基の浄化槽設置を想定し、予算化をしておりましたけれども、今年度の設置数が17基に留まりましたので、不用額としての減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので7ページをお願いいたします。

7ページの歳入でございますが、はじめに3款国庫支出金、1目生活排水処理事業国庫補助金を279万1,000円減額しております。浄化槽設置基数の減によるものでございます。

6款繰越金、1目の繰越金を709万7,000円増額しております。決算額の確定による増額でございます。

次に、7款諸収入、2目還付金を118万4,000円を増額しております。消費税の還付による増額でございます。

8款町債、1目衛生債1,500万円を減額し、1,300万円とするものでございます。

4ページをごらんください。

地方債の補正でございます。起債の借り入れ限度額を2,800万円から1,300万円へ減額するもの
でございます。浄化槽設置基数の減に伴う補正でございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思ひます。繰越明許費の補正です。2款衛生費、1項
下水道費、事業名、特定地域生活排水処理施設管理費130万円の繰り越しです。これは発注工事
の集中により、人材材料不足等が発生しまして期間内に完了することができないため、今回繰り
越しを行うものでございます。5人槽1基分の繰り越しでございます。

なお、一般会計繰入金につきましては、それぞれ歳入歳出調整のため、減額を行ったものでご
ざいます。

以上、議案第11号、平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）につ
きまして、提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

日程第14 議案第12号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第12号「平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計補正
予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第12号、平成28年度和水町後期
高齢者医療事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

平成28年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ349万円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,606万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の
金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」の資料でございます3ペー
ジ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明いたします。5ページをお開きください。歳入
から申し上げます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金の1目事務費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金は、額が決
定しましたことから、それぞれ減額し、合計で201万円減額補正しております。

次の5款1項1目繰越金は、財源調整によるもので、24万円減額補正しております。

次の6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、人間ドッ
ク、高齢者健診の受診者等が確定したため、124万円減額補正しております。

続きまして、歳出を説明します。6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、見込み額から通信運搬費を不用額として25

万円減額補正しております。

次の2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、額が決定したことから176万円減額補正しております。先ほど申しました歳入の保険基盤安定負担金と同額減額するものです。

次の3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、後期高齢者の健康診査、人間ドック受診者が確定しましたので、148万円減額補正しております。

以上で、議案第12号、和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第15 議案第13号 平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第13号「平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池田宝生君

○病院事務部長（池田宝生君） それでは、ただいま議題となりました議案第13号、平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず1ページをお願いいたします。

（総則）第1条、平成28年度和水町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第2条、平成28年度和水町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

病院事業収益の収入支出ともに3,465万円を減額し、計の9億5,066万7,000円とお願いするものでございます。

はじめに収入から申し上げます。

第1款病院事業収益、第1項の医業収益を3,185万5,000円減額、第2項の医業外収益を618万4,000円減額、第3項の健康管理センター収益を50万1,000円増額、第4項の居宅介護支援事業収益を122万7,000円増額、第5項訪問看護事業収益を162万7,000円増額、第6項特別収益として3万4,000円の増額をお願いしております。

次に支出ですが、第1款病院事業費用第1項の医業費用を4,049万円の減額、第2項医業外費用を5万5,000円増額、第3項健康管理センター費用を14万5,000円減額、第4項居宅介護支援事業費用を8万4,000円減額、第5項訪問看護事業費用を519万4,000円増額、特別損失を82万円増額をお願いしています。

今回の補正につきましては、収入についての決算見込みによる増減です。また、支出につきましては、年度途中での職員の退職、異動及び医師の休職に伴います減額が主なものとなっております。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正ですが、当初予算の第4条、本文括弧書き中、資本

的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,204万6,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,904万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の建設改良費の入札残208万2,000円の減額をお願いし、ほぼ確定しました第1項、出資金898万5,000円及び第3項、国庫補助金9万8,000円の減額となったため、補正をお願いしております。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正といたしまして、当初予算、第7条中に定めた経費の金額を次のように改めるということで、1号、職員給与費を第2条で説明しましたように、決算見込みによります余剰額2,942万5,000円の減額をお願いし、6億3,858万2,000円とするものでございます。

次に、第5条、棚卸資産購入限度額の補正として、当初予算第8条中、棚卸資産の購入限度額6,203万5,000円を422万5,000円増額いたしまして、6,626万と改めるものでございます。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

以上、議案第13号、平成28年度和水町病院事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第16 議案第14号 平成29年度和水町一般会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第14号「平成29年度和水町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第14、号平成29年度和水町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

平成29年度和水町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ64億5,263万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は9億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）に係る予

算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

平成29年度中に執行する当初予算は、前年度の当初予算64億7,030万円と比較して、1,766万3,000円の減額となりました。平成28年度当初予算との比較をしながら、その概要を説明をいたします。

8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入では、まず1款町税は、8億1,869万2,000円で、対前年比3,171万6,000円の増を見込んでおります。太陽光発電システム設置に係る固定資産税等の増を見込んでおります。

2款地方譲与税6,853万1,000円、対前年比といたしまして、1,195万8,000円増でございます。

平成27年度の決算を受けまして、これを参考に国が示した地方財政計画の増減率を参考に見込んだものでございます。

3款利子割交付金100万、増減なし前年同様でございます。

4款配当割交付金321万7,000円、対前年度比38万3,000円の減、ほぼ前年並みでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金232万6,000円、対前年比にしまして、167万4,000円の減でございます。

6款地方消費税交付金2億、対前年度比といたしまして、7,200万円の増でございます。これは、平成27年度の決算額2億866万6,000円をベースに試算をいたして、2億といたしたものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金800万円、対前年度比で300万円の減でございます。震災等々の影響により、ゴルフ場利用者の減少を想定して組んだものでございます。

8款自動車取得交付税700万円、対前年度比100万円の増でございます。

9款地方特例交付金180万、増減なしでございます。

10款普通交付税、32億3,574万8,000円、対前年度比といたしまして、8,425万2,000円の減でございます。普通交付税につきましては、地方財政計画上マイナス2.2%でございます。

平成28年度の実績額の、ですから97%で見込み、かつ合併算定替えの影響を考慮して見込んだ金額でございます。

11款交通安全特別交付金140万円、対前年度比30万円減でございます。

12款分担金及び負担金6,183万5,000円、対前年度比1,309万1,000円の増でございます。保育料保護者負担金等々の増を見込んだものでございます。

13款使用料及び手数料4,868万3,000円、対前年度比124万5,000円の減でございます。町営住宅等々の使用料等々の減を見込んだものでございます。

14款国庫支出金5,584万4,000円、対前年度比5,017万6,000円の減でございます。臨時福祉給付金、給付事業補助金の減を見込んだものでございます。

15款県支出金、3億9,634万8,000円、対前年度比で3,547万6,000円の減でございます。

農業農村整備事業交付金3,110万円等々の減を見込んだものでございます。

16款財産収入724万1,000円、対前年度比164万円の減でございます。財政調整基金利子の対前

年度といたしましては48万8,000円等々の減を見込んだものでございます。利率等の変更等の理由によるものです。

17款寄附金20万2,000円、ふるさと応援寄附金等々でございます。

18款繰入金881万円でございます。対前年度比といたしまして、1,844万6,000円の減でございます。合併振興基金繰入金等々の減でございます。

それと19款繰越金1億8,278万2,000円、対前年度比1億6,994万4,000円でございます。歳入歳出の調整に充てたものでございます。

20款諸収入2,213万7,000円、対前年度で878万7,000円の減でございます。保育所広域入所受託収入の対前年といたしまして、2,066万円の減を見込んでおります。

21款町債8億1,840万円、対前年度比といたしまして、2億2,789万3,000円の増でございます。対象事業費等々につきましては、地方債のところで御説明を申し上げます。

次に、歳出予算の概要について説明を申し上げます。9ページをお開きください。

歳出予算、1款議会費8,433万円、対前年度比849万1,000円の減でございます。

2款総務費9億318万2,000円で対前年度比952万4,000円の増でございます。主な要因といたしましては、町長、町議の選挙等々の増加によるものです。

3款民生費18億5,296万3,000円、対前年度比6,025万6,000円の減でございます。主な原因は、国保事業会計繰出金が約1,100万円の減、特別養護老人ホームへの繰出金が3,500万円の減、臨時福祉給付金事業の負担金補助及び交付金が2,700万円の減などでございます。

4款衛生費は、5億8,002万6,000円です。対前年度比2,586万1,000円の減で、主な要因は病院事業会計繰出金が825万3,000円の減、住民健診事業、健診委託料、約430万円の減、清掃総務事務経費、一部事務組合負担金が261万円の減等々によるものでございます。

6款農林水産業費は、2億6,231万8,000円で、対前年度比4,039万3,000円の減でございます。主な要因は、団体営圃場整備事業費が3,800万円の減、県営補助事業、事業負担金が767万円の減などによるものでございます。

7款商工費は、1億242万8,000円です。対前年度比465万3,000円の減でございます。ほぼ昨年並みの予算規模となっております。新たな事業として、アウトドアモニターツアー等々の委託料などが含まれます。

8款土木費は、7億1,296万6,000円で、対前年度比6,650万8,000円の減でございます。しかしながら、平成28年度一般会計補正予算8号で説明を申し上げましたとおり、繰越明許費の補正が5億1,231万9,000円でございます。平成29年度中に実施される、これらのものと含めました土木費等の事業につきましては、実質事業量の増となるものでございます。

9款消防費は、2億5,417万2,000円です。対前年度比247万1,000円の増でございます。主な要因は、耐震性の貯水槽整備事業が402万円の増によるものでございます。

10款教育費は、6億9,877万4,000円で、対前年度比で1億8,816万円の増でございます。主なものは、学校統廃合推進事業の菊水中学校と菊水中央小学校の改修事業に係る設計監理委託料などによる、1億3,100万円の増、町内小・中学校エアコン設置事業費、約4,800万円の増などによ

るものでございます。

11款災害復旧費は、3,255万7,000円で、対前年度比で2,482万8,000円の増でございます。これは熊本地震による60万円以下の小規模災害の公共土木災害復旧費の増によるものでございます。

12款公債費は、9億5,392万1,000円で、対前年度比3,648万4,000円の減でございます。これは償還期間の終了などによる減によるものです。

14款予備費は、昨年度同様の1,500万円を見込んで計上をいたしております。

以上、平成29年度当初予算の歳出の概要の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。熊本みかん価格下落対策緊急支援資金利子補給1から3を計上いたしております。これは、みかん栽培農家を対象に農家所得が対前年で3割の減の農家に対し、上限600万円の融資を行い、その利息に対し、利子補給を行うものでございます。以下三加和区域スクールバスの委託料、それと平成29年度菊水中学校情報端末機器導入事業、パソコン等の導入事業でございます。

平成29年度町内小・中学校の教職員用情報端末機器導入事業にかかるパソコン等の借りに要する経費でございます。期間、限度額は記載されたとおりでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

第3表、地方債でございます。起債の目的、限度額について順に説明を申し上げます。

消防施設整備事業耐震性貯水槽等の整備事業1,400万円、市町村合併支援道路整備事業、県事業負担金、例年どおりでございます。600万円。公共施設除却事業、旧春富小学校のプール除却900万円、菊水区域学校施設改修等事業、学校統合事業にかかる分でございます。1億2,460万円、学校空調新設事業、学校エアコン設置事業に4,560万円、学校道路整備事業。失礼しました。

学校はちょっと省いて、道路整備事業でございます。

道路新設改良の単独と補助分2億230万円でございます。県営圃場整備事業310万円、災害復旧事業2,380万円。

以下、臨時財政対策債と過疎債、ソフト、例年同様の事業分でございます。総額8億1,840万円でございます。

最後に105ページをごらんいただきたいと思います。最後のページになろうかと思います。

昨年の予算書から添付することになっております消費税の引き上げ分の3%です。3%引き上げは、平成25年の4月から5%から8%に上がったわけですけれども、この3%分につきましては、国は社会保障の財源に充てなさいということで、地方のほうに配分される分でございます。歳入予算のうち、地方消費税の交付税2億円に消費税引き上げ分に係る社会保障税分として、9,000万円が含まれております。これを歳出予算の民生費の1項3目障害者福祉費の重度心身障害者医療費助成事業、それと障害者総合支援給付費に充当することを示すものでございます。このような形で予算書に明記しなさいという指導があつてのことでございます。

以上、議案第14号、平成29年度和水町一般会計予算の概要についての説明とさせていただきます。

御理解のうえ、御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（杉本和彰君） しばらく休憩します。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時00分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第15号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第17、議案第15号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第15号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

平成29年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,074万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算の資料であります5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を見て説明いたします。7ページをお開きください。

歳入の主な科目を説明いたします。

1款1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者数の減少等が見込まれるため、次のページになりますが、合計で前年度予算に比べまして、4,301万円減の2億7,396万2,000円を計上しております。

一つ飛びまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金、2目の高額医療費共同事業負担金、3目の特定健康診査等負担金は、合計で3億638万円を計上しています。対前年度比3,362万4,000円の増を見込んでおります。

次の3款国庫支出金、2項国庫補助金の1目財政調整交付金は、対前年度比5,668万5,000円増の2億836万5,000円を計上しております。6目の制度改正業務準備事業交付金435万円は、平成

30年度に保険者が県へ移行することに伴い、資格等の情報を県及び国保連合会へ集約するとともに、自庁システムを改修する必要があります。これに伴いますシステム改修費にかかる補助で全額国庫補助の予定です。

続きまして、9ページをごらんください。

4款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る療養給付費等の交付金です。退職医療制度は、平成26年度に廃止されていますが、経過措置として、平成27年3月までに退職被保険者となった人は、65歳になるまでは退職者医療制度で医療を受けます。当然被保険者数が減ってきますので、対前年度に比べますと417万9,000円減の6,022万6,000円を計上しております。

次の5款1項1目の前期高齢者交付金は、65歳から74歳の被保険者の療養給付費等に係る費用の交付金で、一つ前で説明しました退職被保険者が65歳になって移行することもあり、対前年度予算比3,279万3,000円増の3億8,889万1,000円を計上しております。

次の6款県支出金、1項県負担金の1目高額医療共同事業負担金及び3目特定健康診査等負担金の合計1,301万5,000円。

次の6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金、6,087万9,000円につきましても、国庫支出金と同様に試算して計上しております。

次の7款共同事業交付金の1目高額医療費共同事業交付金と2目保険財政共同安定化事業交付金については、連合会からの試算に基づき、合計で4億696万円を計上しております。

10ページをお開きください。

二つ目の表、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援事業及び事務費に係るもので1億1,250万6,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

次に、歳出の主な科目を説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給料や事務経費として2,413万7,000円を計上しております。

次に、13ページをごらんください。

最下段の表、2款保険給付費、1項療養諸費の1目から5目まで合わせて8億9,074万5,000円を計上しております。これは一般被保険者及び退職被保険者の入院、外来、歯科、調剤など医療機関にかかる費用です。

次に、14ページをお開きください。

2款保険給付費、2項高額療養費の1目から4目まで合計の1億1,795万円を計上しております。これは国保の被保険者の方が医療機関での診療や検査、入院などの医療行為を受けたとき、一部負担金が自己負担限度額を超える分の現物給付に係る費用でございます。

次に、15ページをごらんください。

二つ目の表、3款1項後期高齢者支援金等の1目から3目までの計、2億1,284万6,000円を計上しております。対前年度比で4,274万8,000円の増を見込んでいます。これは後期高齢者医療制度を支援するため、75歳未満の人が後期高齢者支援金分として保険料を負担することになってお

り、その支援費用を支出するものです。

次に16ページをお開きください。

6款1項1目の介護納付金は、介護保険における第2号被保険者である40歳から64歳までの人が負担する保険料分で算定式により8,233万3,000円を計上しております。

次の7款1項共同事業拠出金の1日から4日まで、連合会からの試算に基づき、合計で4億151万6,000円を計上しております。

それから、次の8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は特定健診、人間ドック、保健指導にかかる費用として2,126万2,000円を計上しております。

17ページをごらんください。

8款2項保健事業費の1目保健衛生普及費は、共同電算保健事業の委託料、あんま・はり灸の補助等として240万5,000円を計上しております。2目の疾病予防費は、特定健診特定保健指導やデータヘルス計画などを行うため、台帳整理、未受診者対策、訪問指導に係る非常勤職員の報酬、特定健診の対象とならない39歳以下の人間ドック委託料費用など、998万2,000円を計上しております。

次に18ページをお開きください。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の3目償還金は、退職被保険者に係る平成28年度の療養給付費負担金の返還金として、1,800万を計上しております。

次に、11款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金の対象となります町立病院への繰出金3,886万円を計上しております。町立病院では、電子画像読み取り装置である医療情報システムの導入、保健事業、緊急患者受け入れ体制支援事業などの事業を計画してあります。

以上で、議案第15号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計予算の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第18 議案第16号 平成29年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第18、議案第16号「平成29年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま議題となりました議案第16号、平成29年度和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

平成29年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億527万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は3,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、同一款内での流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金にかかる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、事項別明細書が3ページ、4ページありますので、4ページのほうをちょっと見ていただきたいと思います。

歳出のほうですが、前年度より1,354万9,000円減額しておりまして、本年度は15億527万6,000円としております。

2款の介護給付費、そちらのほうは2,319万1,000円減額で、主な減額の理由になっております。

すみませんが、戻っていただきまして3ページ、歳入のほうの事項別明細書でございますが、給付費の減額に伴いまして、こちら3款から8款まですべて減額ということで、国、県、町、基金、そういったものが歳出の減により、こちらの歳入のほうも減ということでございます。

それでは、私のほうは9ページの歳出のほうから申し上げたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が前年度より223万増額になっております。これは13節の委託料のシステム改修90万1,000円、これはRKKシステムの改修でございます。それから、その下の第7期の介護保険事業計画作成の委託料310万、そちらの計上によりまして増額になっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費ですが、こちら11ページにまたがっておりまして、11ページの計を見ていただきますと、昨年に比べまして1,858万3,000円減額になっております。内容は、居宅介護サービスが1,423万5,000円の減、それから5目の施設介護サービス給付費の2,432万円が主な理由になっております。

こちらのほうは、今、町内に有料老人ホームとかもあります、そちらのほうの入所、または特養等の入所の方が他の病院に入院されたり、そういったものが主な原因と考えております。

続きまして、ちょっと飛びますが11ページです。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、こちらのほうはトータルで1,109万6,000円の減額となっております。この中で1目の介護予防サービス給付費で1,040万2,000円減額になっておりますが、そちらは補正でも説明しましたが、通所系のサービスが、よりリハビリに特化したものに利用者のニーズが高まっている、そういったものが考えられます。

続きまして、12ページをお開きください。

一番下の段になりますが、4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目

介護予防生活支援サービス事業費ですが、この事業は国が推奨しています地域包括ケアに向けての介護保険改正に伴う、新たな事業の枠組みとなっております。予算上は前年度の二次予防事業との比較となっておりますが、こちらは新規事業になります。

まず主な事業の内容を申し上げますと、右側の説明のところを見ていただきますが、通所型サービスA負担金、こちらに関しましては948万2,000円、それから現行相当の通所型サービス負担金、もろもろ合わせまして、そちらのほうは2,183万2,000円、トータルでなっております。こちらのほうは、これまで要支援1・2の認定を受けられた対象者が利用されていた介護予防給付の中の通所介護、訪問介護が、こちらの地域支援事業の中に移行した形となっておりますので、増額になっております。

続きまして、13ページ申し上げます。

同じく4款の地域支援事業で、1項の介護予防・生活支援サービス事業の2目介護予防ケアマネジメント事業ですが、こちらと同じく29年度からの新規事業となりまして、先ほど説明しました新規事業の通所サービスA等のサービスを利用されている方に対する介護予防の計画になります。こちら介護予防給付費の中の介護予防計画費が移行する形となり、比較では1,848万8,000円の減額となっておりますが、前年度の一次予防事業等の比較となっております、事業そのものは新規となり400万円の増額になります。

それから、その下の2項の一般介護予防事業費ですが、こちらは昨年と同じ事業となり、主な歳出としましては、各地区の公民館で実施しておりますお茶の間筋トレ、または非常勤職員の人件費や社協への委託が主なものでございます。

予算のシステム上、新規事業と従来の事業との前年度比較が一致してない点もありますが、介護予防、地域支援事業といたしましては、前年度と比較しまして786万8,000円の増額になっております。

それから、14ページをお願いします。

こちらは、3項包括的支援事業任意事業、3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業が前年度より174万円増額になっておりますが、こちらは総合事業に29年度から移行しますので、そのシステムの変更に伴う金額でございます。

続きまして、歳入のほうを説明申し上げますので、5ページまで戻っていただきたいと思っております。

1款保険料は、前年度より532万円増の2億5,686万2,000円見込んでおります。特別徴収分が791万2,000円の増、普通徴収が259万2,000円の減額です。これは昨年と比較しまして、所得段階の6、7、8、9段階の層の方の保険者の数、人数が増加しているのが主な原因と考えております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、前年度より313万6,000円の減額の2億5,273万2,000円を見込んでおります。こちらのほうは介護給付費による減額によるものです。

続きまして、6ページをお願いします。

4 款支払基金交付金も前年度分より649万3,000円減額の3億9,827万円を見込んでおります。こちらのほうも保険給付費の減によるものです。

次に、5 款県支出金、1 項県負担金ですが、こちらも440万1,000円の減額の2億954万6,000円を見込んでおります。こちらも同じく介護給付費減額によるものでございます。

次に、7 ページですが、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金ですが、前年度より290万3,000円減の1億7,779万5,000円を見込んでおります。こちらも介護給付費減によるものでございます。

以上で、歳入歳出の説明を終わります。

議案第16号、平成29年度和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第19 議案第17号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第17号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第17号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。裏面をごらんください。

平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,954万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済（賃金にかかる共済を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

歳出について、主なものについて説明いたします。

5 ページをごらんいただきたいと思います。前年と比較して申し上げと思います。

1 款サービス収入、1 項介護給付費、2 目施設介護サービス費収入68万6,000円の減収としております。2 目の居宅介護サービス費収入は、前年度まで行っておりました2 款の生きがい支援事業の負担金相当額200万円分を通所介護サービス費として振り替えて、今年度245万3,000円の増額としております。

1 款サービス収入、2 項自己負担金の1 目施設介護自己負担金の収入219万7,000円の増額、2 目の居宅介護自己負担金収入31万1,000円の減額につきましては、利用者の所得階層の人数の変化による負担額の変動でございます。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

7 款の繰越金につきましては、1,200万円を見込んでおるところでございます。

8 款の諸収入でございますけれども、179万4,000円を増額し、290万円といたしております。主に雇用保険料、給食費自販機の売り上げ、補助食品代、事務代行手数料等でございます。9 款の繰入金でございますけれども、大変申し訳ございませんけれども、前年比3,926万8,000円の減額でございますけれども、2,567万3,000円の繰入金をお願いいたしたいと思っております。

続きまして、歳出について説明いたします。8 ページをごらんいただきたいと思っております。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費でございますけれども、前年比1,411万7,000円の減額をいたしまして、4 億5,374万4,000円としております。きくすい荘の正職員の42名と臨時職員21人、合計63人分の人件費と施設設備等の維持管理費、消耗品、委託料等でございます。増額の主な部分でございますけれども、13節の委託料、給食業務委託を今年度から実施いたしますので、その分を6,506万3,000円計上いたしております。それと15節の工事請負費として、もみじ介護棟、空調設備が非常に去年も苦勞いたしましたので、空調設備を設置したいということで、これを367万2,000円計上いたしております。減額しておりますのは、1 節の給料、3 節の職員手当、4 節の共済費、11節の賄い材料等でございます。給食業務委託に係る人件費の削減と材料費等の削減でございます。8,364万2,000円を減額いたしております。

2 款のサービス費収入、1 項居宅サービス事業費、1 目の居宅サービス事業費は、前年比872万7,000円を減額いたしまして、3,480万4,000円といたしております。これはデイサービスセンターの職員3人と臨時職員4人、計7人の人件費、それと施設及び設備機器の維持管理費、消耗品、車検代等でございます。減額の主な理由でございますけれども、給料、職員手当、共済費等の841万3,000円の減額ということで、職員数の減少によるものでございます。

4 款の予備費でございますけれども、前年と同額の100万円を計上いたしております。

一番下の生きがい支援事業につきましては、平成29年度から始まります介護予防日常生活総合支援事業として、居宅サービス事業の中で取り組みますので、廃款といたしておるところでございます。

以上で、議案第17号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

御承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

日程第20 議案第18号 平成29年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第18号「平成29年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をごらんください。

議案第18号、平成29年度和水町簡易水道事業会計予算。

平成29年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,373万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220号第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金にかかる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

本年度の当初予算につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず歳出ですが、8ページをごらんいただきたいと思います。

第1款総務費、1目施設管理費、11節で需用費で1,509万3,000円を計上しております。主なものとしましては、修繕料888万6,000円は、東郷地区配水流量計の老朽化による取り替え、バルブやメーターボックスの修繕、量水器の改造、漏水や仕切り弁ボックス等の修繕費として計上しております。

3節委託料で908万6,000円を計上しております。この中で主なものは公営企業化に向け、水道事業における水道台帳管理システム構築業務466万6,000円と、定期的な交換が必要とされる量水器及び量水器ボックス等の取替委託222万7,000円を計上いたしております。

次に、13節工事請負費に100万円を計上して配水管の布設工事等に対応できるようにしております。

次に、2款公債費、1目元金の償還金として2,290万4,000円、及び2目利子の償還金として425万7,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。5ページをごらんください。

歳入では、2款使用料及び手数料、1目総務使用料、1節水道使用料で2,100万1,000円を計上しております。現在約490世帯に給水しており、月平均175万円の使用料徴収となっているところでございます。

次に、5款繰入金、1節一般会計繰入金として、3,949万2,000円を計上いたしております。

以上、議案第18号、平成29年度和水町簡易水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第21 議案第19号 平成29年度和水町下水道事業会計予算

○議長(杉本和彰君) 日程第21、議案第19号「平成29年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長(坂本政明君) ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表

紙裏面をごらんください。

議案第19号、平成29年度和水町下水道事業会計予算。

平成29年度和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,604万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220号第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金にかかる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

それでは、平成29年度の予算、主なものについて御説明いたします。まず5ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1目受益者分担金として90万1,000円を計上しております。これは平成29年度6件の接続を見込んでおり、一般家庭1軒当たり150万円でありまして、そのための負担金となります。

2款使用料及び手数料、1目下水道使用料として2,400万1,000円を計上しております。これは現在427世帯が下水道へ接続されており、毎月の使用料が約200万円となっておりますので、それから算定しているものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。8ページをごらんください。

2款土木費、1目下水道施設運営費、11節需用費で853万円を計上いたしております。主なものは、修繕料として243万9,000円としておりますが、10年を過ぎた浄化センターの適正な維持管理を行っていくため、浄化センター及び管渠等の修繕、マンホールポンプのオーバーホール修繕料として計上いたしております。

また、委託料といたしまして、1,128万1,000円を計上いたしております。

内訳といたしましては、施設管理委託料892万3,000円は、浄化センター等の管理委託として、また198万8,000円は産業廃棄物処理汚泥の運搬処理の委託として計上いたしております。

そのほかには、電気保安管理や警備の委託となっておりますのでございます。

最後に3款公債費、1目元金の償還金3,482万円、また、同款2目、利子の償還金として612万7,000円を計上いたしております。

以上、平成29年度和水町下水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第22 議案第20号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長(杉本和彰君) 日程第20、議案第20「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算。

平成29年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億113万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、リース及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

当初予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、特定地域生活排水処理事業では、現在620基の合併浄化槽を管理しておりますが、本年度は新規の設置数を25基見込んでおり、予算計上しているところでございます。

では、歳入から御説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

1款の分担金及び負担金、1目生活排水処理事業分担金の受益者加入分担金として、390万1,000円を計上しております。

次に、2款の使用料及び手数料、1目浄化槽使用料を3,437万1,000円計上しております。

現在月平均で約279万円となっております、年度内に新規に設置した基数の使用料をプラスして算定しているところでございます。

3款の国庫支出金、1目生活排水処理事業国庫補助金として、事業費の3分の1として978万6,000円を計上しております。これらとともに新規25基の設置を見込み、歳入として計上しているものでございます。

7ページをごらんください。

歳入の最後になりますが、8款町債、1目衛生債に下水道事業債として1,250万、過疎対策事業債として1,250万、合わせて2,050万円を本年度予定設置数25基の事業費に充てるため、計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

2款衛生費、1目特定地域生活排水処理施設管理費、13節委託料の浄化槽清掃管理委託料として3,343万2,000円を計上しております。歳入でも御説明いたしましたが、現在管理しております620基の年間管理及び年度内の新規施設の管理委託を含めた予算となっております。同じく、15節工事請負費として3,932万6,000円を計上しております。本年度25基の新規を見込んでおりまして、衛生環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上、議案第20号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第23 議案第21号 平成29年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第23、議案第21号「平成29年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総合支所長 石原民也君

○総合支所長（石原民也君） 議案第21号、平成29年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をごらんください。

平成29年度和水町の春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

春富財産区は、旧三加和町の西吉地、上和仁に約20.3ヘクタールの保安林を有し、春富地区の委員7名により管理会等を兼ねて境界確認や除草作業を実施し、財産区の管理をしております。歳入歳出予算の総額、それぞれを28万1,000円につきましては、前年度の予算と同額を計上しております。

まず3ページをごらんください。事項別明細書の歳入です。

前年度繰越金27万9,000円が主なものでございます。

次に、4ページをごらんください。歳出でございますが、財産費18万1,000円、予備費に10万円を計上しております。

歳出の内訳を御説明申し上げます。6ページをごらんください。

1款財産費、1項財産管理費、1目の財産管理委員会費として、12万7,000円を計上しております。その内訳は、年2回開催しております管理会の委員報酬を7万9,000円、費用弁償として1万4,000円、それから需用費として、2万9,000円、これは管理会等の開催時の食糧費となっております。

それから役務費といたしまして、5,000円は委員さんへの通信費及び労災保険料として充てられております。

次に、2目の財産管理費として5万4,000円を計上しております。その内訳は、財産区有林の境界確認作業や除草作業時の賃金として、4万2,000円、作業時の消耗品として1万円。

2款の予備費に10万円を計上しております。

以上、簡単ですが、議案第21号、平成29年度和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第24 議案第22号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第24、議案第22号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第22号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面をお開きください。

平成29年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,020万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算の資料でございます3ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書で説明します。5ページをお開きください。

歳入の主な科目から説明します。

1款1項後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料と、2目普通徴収保険料は広域連合の試算により、合計で7,589万9,000円を計上しております。

平成29年度の税率につきましては、28年度と同率となっております。

次に、中ほどの4款繰入金、1項一般会計繰入金の1目事務費繰入金は、職員の人件費等で440万1,000円を計上しています。2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補てんであり、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、熊本県広域連合からの試算に基づきまして、6,113万7,000円を計上しております。

次の5款1項1目の繰越金は、前年度からの繰越金で292万4,000円を計上しております。

6ページをお開きください。

中段の表、6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査費用、歯科検診費用、人間ドック費用などで575万5,000円を計上しております。

次に、主な歳出です。7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給与及び事務経費で610万5,000円を計上しております。

次の1款総務費、2項1目徴収費は保険料徴収に係る事務費で35万4,000円を計上しております。

次の2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方々から納付いただいた保険料と一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要がある、1億3,703万8,000円を計上しております。

8ページをお開きください。3款保健事業費、1項保健保持増進事業費、1日健康診査費は、広域連合からの資料を基に健康診査、人間ドック、歯科健康診査の費用及びその事務費として5,632万2,000円を計上しております。

以上で、議案第22号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算の提案理由といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

日程第25 議案第23号 平成29年度和水町病院事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第25、議案第23号「平成29年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池田宝生君

○病院事務部長（池田宝生君） ただいま議題となりました議案第23号、平成29年度和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず1ページをお願いいたします。

まず、第1条が総則でございます。第2条に業務の予定量を定めております。1号の病床数は、3階の一般病棟49床、このうち地域包括ケア病床10床、4階の療養型病床42床、医療型30床、介護型12床となっております。介護病床12床につきましては、29年度末で廃止ということになっておりますが、本年度までは3階、4階含めまして、91床となります。2号の年間入院患者数延べ数は、一日平均68人を見込んでおりまして、2万5,000人としております。

3号の年間外来患者延べ数は、一日平均106人で2万6,000人を見込んでおります。この数字は、あくまでも見込みの延べ患者数として計上いたしております。4号の主要な建設改良事業の資産購入費は、医療用備品購入で各部署が共有しますオーダーリングシステムの電子画像読み取り装置等の購入を予定しておりまして、4,020万8,000円としております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、支出ともに9億4,144万1,000円を計上しております。前年度の当初予算と比較しますと、3,736万5,000円の減となっております。

続きまして、2ページをお願いします。資本的収入及び支出です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入額が基本的支出額に対し、不足する額2,986万5,000円を過年度分、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

資本的収入を7,798万円、資本的支出を1億784万5,000円となり、不足額の2,986万5,000円を過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

次に、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

この企業債につきましては、診療等の空調設備に係る委託業務のための起債となっております。続きまして、一次借入金ですが、第6条、一次借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりとする。

1号では、収益的支出における各項間の流用、2号で資本的支出における各項間の流用ができることをうたっております。

次に、第8条で議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、1号で職員給与費6億4,508万1,000円、2号で公債費30万円としております。

次に、棚卸資産購入限度額ですが、第9条、棚卸資産の購入限度額は6,481万6,000円と定める。これは、医業費用の材料費を計上いたしております。

平成29年3月8日提出、和水町長、福原秀治でございます。

なお、予算書の4ページから7ページに、平成29年度和水町病院事業会計予算実施計画書で収益的収入及び支出について各目まで予定額を計上いたしております。

また、8ページから9ページですが、資本的収入及び支出について、各目まで計上しています。

それから、10ページ、11ページは予定キャッシュフロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金の動きを示したものでございまして、年度当初の資金残高と期末残高を11ページの最後のほうに示しておりますけれども、病院の医療活動に伴います資金増加額を、下から3段目になりますが、2,602万5,000円と見込んでおります。

次に、12ページから17ページは、給与費の明細になります。

それから、18ページから19ページでございますが、平成29年度の予算執行後の平成30年3月31日での財産の状況を想定した予定貸借対照表となります。

それから20ページ、21ページですが、平成28年度1年間の営業活動を行った上での平成29年3月31日現在での決算見込みを行った予定損益計算書でございまして、平成28年度の決算といたしましては、3,081万4,000円の損失を見込んでおります。

次に、22ページ、23ページですが、平成28年度末現在での財産の状況を想定した予定貸借対照表として、それぞれ計上させていただいております。

続きまして、24ページですけれども、24ページから38ページまでが、収益的収入及び支出につきまして予算説明書、それから39ページ、42ページが資本的収入及び支出の予算明細書として計上いたしております。

以上、議案第23号、和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。議案第14号、平成29年度和水町一般会計予算から議案第23号、平成29年度和水町病院事業会計予算までの審査については、委員会の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第23号までの審

査については、委員会の審査とすることに決定しました。

○議長（杉本和彰君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。9日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後2時2分